厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

飲食店等の受動喫煙対策の評価

研究分担者 村木 功 筑波大学医学医療系 教授

研究要旨

本研究では、改正健康増進法全面施行後の飲食店の禁煙割合をモニタリングし、実地調査から課題整理を行った。

1）飲食店民間データベース調査では、令和 7 年 5 月、9 月、12 月の 3 時点で調査を行い、既存および新規飲食店の観点から禁煙店舗割合を算出した。また、令和 2 年 4 月から令和 7 年 12 月までの禁煙飲食店割合の経時推移を Joinpoint 回帰分析により評価し、改正健康増進法全面施行後 2～3 年で禁煙飲食店割合の上昇の鈍化が生じていることが確認された。

2）飲食店屋外および屋内の実地調査を実施した。屋外調査より、約半数の飲食店で標示がなく、屋内喫煙の証拠が認められた店舗でも同様であった。

依然として、禁煙飲食店割合は十分に高いとは言えず、また、最低限度のルールである適切な標示が十分になされていないことから、引き続き、飲食店の禁煙化状況をモニタリングし、法令遵守のための課題整理および政策提言が必要である。

A. 研究目的

令和 2 年 4 月 1 日より改正健康増進法が全面施行され、丸 5 年が経過した。飲食店は「原則屋内全面禁煙」（喫煙専用室等でのみ喫煙可）となったが、既存小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）では、「標識の掲示により喫煙可」とできる経過措置が設けられている。また、すべての飲食店が、加熱式タバコは飲食等も認められた加熱式タバコ専用喫煙室で喫煙可となっている。これらの例外により、飲食店の原則屋内禁煙化への改正健康増進法の実効性は定かではない。

そこで、本研究では飲食店における受動喫煙対策の実施状況をモニタリングし、改正健康増進法の実効性について継続的に評価する。また、令和 7 年度は飲食店実地調査を行い、飲食店における改正健康増進法遵守の実態および課題を明らかにする。

B. 研究方法

1）飲食店民間データベース調査

飲食店民間データベースについて、Web スクレイピングツール（シルクスクリプト社）を使用して、令和 7 年 5 月、9 月、12 月の 3 時点における店舗情報の抽出を行った。

令和 7 年 12 月の抽出結果について、既存飲食店、新規飲食店別に禁煙飲食店割合を集計した。開業年による禁煙飲食店の動向を確認するため、新規飲食店については開業年別にも集計した。既存飲食店は令和 2 年 1 月時点のデータがある飲食店と、新規飲食店は登録された開業年情報が令和 2 年 4 月 2 日以降の店舗と定義した。集計対象店舗は、食堂・レストラン、居酒屋・ダイニングバー、喫茶店・カフェ、バーの四業態とした。

また、令和 2 年 5 月から令和 7 年 12 月までの集計値を用いて、Joinpint 回帰モデルにより経年的変化を分析した。統計解析には、米国国立がん

研究所の Joinpoint Trend Analysis Software Version 6.0.1 を用いた。

２）飲食店における受動喫煙防止対策実地調査

飲食店民間データベースの令和 7 年 10 月時点で抽出した店舗を対象として、実地調査を行った。対象地区は、受動喫煙防止条例の実施状況、地域類似性、アクセスしやすさを考慮して、郵便番号レベルで 4 地区を選定した。各郵便番号レベルで 100 店舗を大きく上回る場合は、調査の実行可能性の観点から 100 店舗程度の範囲に限定した。対象地区は、受動喫煙防止条例により従業員数に応じた規制を設けている東京都 23 区（葛飾区 128 店舗）、令和 7 年 4 月より受動喫煙防止条例が全面施行された大阪府より路上喫煙禁止となった大阪市 1 地域（淀川区 87 店舗）と大阪市以外 1 地域（吹田市 72 店舗）、所属施設周囲（つくば市 80 店舗）とした（計 379 店舗）。このうち、閉店・休業店舗、運営者が資本金 5000 万円超の店舗、テイクアウト・フードコートなど専用飲食スペースを持たない店舗、複合商業施設内店舗、カラオケバー・ダーツバーなど飲食を主たる目的との判断が難しい店舗は調査対象外とした。同一店舗での曜日・時間帯による交替営業の場合は、いずれか一方の店舗のみを調査した。また、調査経過において、未登録店舗が認められた場合には、調査対象に加えた。なお、当初は全ての店舗の屋内調査も行っていたが、途中から屋外の喫煙環境標示として、「禁煙」の標示が確認された場合、屋内調査は実施しない方針とした。

調査項目は、従業員数（全従業員、推定 20 歳未満）、営業フロア数、客席数、個室数、店舗内構造（調理場、廊下、レジスペース、トイレ）、飲食サービス（食事の有無、アルコール飲料提供の有無）、調査時客数（全客、推定 20 歳未満）、喫煙環境標示（種類、場所）、喫煙室種別（推定）、喫煙状況（灰皿、吸い殻、匂い、紙巻きたばこ喫煙者の有無、加熱式たばこ喫煙者の有無）とした。喫煙状況のいずれかを認めた場合を屋内喫煙証拠ありと判断した。

（倫理面への配慮）

本研究は、傷病や医療、ゲノム等を対象としておらず、人を対象とする生命科学・医学系研究に該当しないことから、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適応外の研究である。また、個別店舗情報については、パスワード設定、セキュリティソフトの導入など適切なセキュリティ対策を行ったパソコンにて取り扱い、本研究により不利益が生じないように配慮して実施した。

C. 研究結果

１）飲食店民間データベース調査

令和 7 年 12 月時点における既存および新規飲食店の禁煙店割合は、表 1 に示した通りであった。禁煙店割合は既存飲食店全体で 62.5%であり、新規飲食店全体で 78.2%であった。いずれの業態でも既存飲食店よりも新規飲食店の方が 14.2～25.9%ポイント高かった。新規飲食店において、開業年別の禁煙店割合は、食堂・レストラン、居酒屋・ダイニングバーでは 2020 年開業で最も高く、喫茶店・カフェ、バーでは 2025 年開業で最も高かった。

Joinpoint 回帰分析の結果、改正健康増進法全面施行後の経過月数で見ると、粗禁煙店割合の経時変化は 0～32 月が+0.51%ポイント/月、32～68 月が+0.10%ポイント/月であった（表２）。業態別でも 25～37 月前後で禁煙店割合の経時変化が大きく変わっていた。

２）飲食店における受動喫煙防止対策実地調査

調査対象店舗のうち、41 店舗が閉店・休業店舗、24 店舗が運営者の資本金 5000 万円超、15 店舗が飲食スペースを持たない店舗、7 店舗が複合商業施設内店舗、2 店舗が飲食を主たる目的との判断

が難しい店舗であることが確認されたため、調査から除外した。また、2 店舗（計 4 登録店舗）が同一店舗での曜日による交替営業であったため、2 店舗を調査から除外した。また、調査経過において、12 店舗が未登録店舗と確認されたため、これを追加して、288 店舗を調査対象とした。258 店舗で屋外調査を、133 店舗で屋内調査を完了した。

標示状況（屋外調査）と屋内喫煙証拠の有無（屋内調査）の結果は表 3 に示したとおりである。屋外調査において、53.1%で標示がなされておらず、うち屋内調査を実施した 71 店舗の 47.9%で屋内喫煙証拠を認めた。喫茶店・カフェ以外の業態ではいずれの業態においても、標示なし店舗において、屋内喫煙証拠を認める店舗があった。また、喫煙可能室の標示が屋外ではなく、屋内にある店舗をわずかに認めた。適切に表示がなされている店舗では、標準的な標識が用いられていた。

D. 考察

1）飲食店民間データベース調査

改正健康増進法全面施行後の既存飲食店および新規飲食店の禁煙店割合は、令和 5 年度分担報告書において報告している令和 5 年 12 月時点での値と比べて、令和 7 年 12 月時点では、既存飲食店の全体で 59.4%→62.5%、食堂・レストランで 68.8%→72.5%、65.5%→67.3%、30.5%→32.9%、20.8%→21.8%と令和 5 年 12 月時点の 0.5%程度増加していた。新規飲食店ではそれぞれ 80.3%→78.2%、88.2%→87.7%、93.0%→93.2%、50.0%→47.1%、45.6%→45.4%と喫茶店・カフェを除き、やや低下していた。新規飲食店は屋内禁煙が原則であるが、例外の増加による禁煙飲食店割合の低下が懸念される。インターネット情報の正確性に注意しながら、禁煙飲食店割合低下の背景を詳細に確認していくことが必要である。

改正健康増進法全面施行後の禁煙飲食店割合の推移として、2～3 年後を境に、伸び率が大きく低下していた。改正健康増進法全面施行前の経済センサス基礎調査による推計では 5 年間で 3 割強の飲食店が新規飲食店であるとされている。そこで、令和 2 年 4 月から令和 7 年 12 月までの 68 カ月間で 35%の飲食店が喫煙可能店舗と禁煙可能店舗で均等に入れ替わっていくとすると、禁煙飲食店割合は 46%から 64.9%に上昇することが期待される。令和 7 年 12 月時点の粗禁煙飲食店割合が 66.1%となっており、概ね本集計値と一致する。近年の改正健康増進法全面施行の効果は低迷している可能性があるが、飲食店のターンオーバーにより禁煙飲食店割合が増加していく元々の設計で期待される通りに進んでいる可能性がある。

2）飲食店における受動喫煙防止対策実地調査

健康増進法において、喫煙専用室、喫煙可能室、喫煙目的室を設置する場合、施設の出入り口の見やすい箇所に対象となる設備が設置されている旨を、また、設備の出入り口の見やすい箇所に①対象となる設備である旨、②二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識を掲示しなければならないことが定められている。しかしながら、地域悉皆的な屋外調査を実施した結果、半数の店舗で店舗内の喫煙環境に関する標示がなされていないことが確認された。本調査で確認された標識は標準的なものであり、記載事項に問題はみとめられなかったが、調査対象としなかった地域において、喫煙可能のみを標示して、設備の種類、範囲（施設の一部か、全部か）も明示されず、20 歳未満の立入り禁止の標示もなされていない標識を用いている店舗も散見されている。このような店舗で用いられている喫煙可能の標示は、Adobe stock、イラスト AC、素材ラボなどの無料または有料で配布されているが、使用方法などについての十分な説明がつけられておらず、製作者の意図と異なる使用方法となっている可能性がある。その背景として、特定屋外喫煙場所においては、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示することが求められているが、20

歳未満の立入り禁止である旨を記載した標識の掲示は求められていないため、特定屋外喫煙場所用に製作、配布されている標識を飲食店が誤用している可能性がある。適切な標示は飲食店利用者が主体的に受動喫煙を避けるために必要な情報であり、適正な運用がなされるように、法令の啓発活動の徹底と監視・指導を厳格に行うなどの対応が重要である。

研究班でのこれまでの調査から、保健所窓口における喫煙環境の確認や受動喫煙防止対策に関する情報提供が法令遵守を促す可能性を報告した（論文発表２）。令和 2 年度地域保健総合推進事業「保健所における喫煙対策の現状と課題～改正健康増進法への対応～」報告書では、改正健康増進法に伴う飲食店への対応は保健部門が行う場合が多いのに対し、飲食店の営業許可申請は食品衛生部門が行うことが多いことから、部門間での連携が重要である。

E. 結論

本研究により、飲食店民間データベースの集計結果から､改正健康増進法全面施行後 2～3 年で禁煙飲食店割合の上昇は鈍化しているが、当初の想定範囲での飲食店禁煙化が進んでいるものと判断される。しかし、禁煙飲食店割合は十分に高いとは言えず、また、最低限度のルールである適切な標示が十分になされていない。引き続き、モニタリングを行い、法令遵守のための課題整理および政策提言が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

1) Muraki I. Behavioral and Environmental Factors of Carbon Monoxide Poisoning and Polycythemia due to Waterpipe Smoking: An Artificial Intelligence-Assisted Systematic Review of Case Reports. JMA J. 2026;9(2):447-456.

2) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 中村正和 and 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集、法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査. 日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]
（https://doi.org/10.11236/jph.25-097）

3) Muraki I, Kataoka A, Ito Y, Katanoda K, Nakamura M. Impact of ban and ordinances against indoor smoking on the proportion of smoke-free establishments in restaurants, izakaya, and bars in Japan: Interrupted time-series analysis of restaurant database. Public Health. 2026;252:106146.

２．学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

１．特許取得

なし

２．実用新案登録

なし

３．その他

なし

	全店舗	食堂・ レストラン	喫茶店・カフェ	居酒屋・ ダイニングバー	バー
既存飲食店					
店舗数	246,118	154,630	37,385	41,801	12,302
禁煙店割合，%	62.5（62.3–62.6）	72.5（72.3–72.7）	67.3（66.9–67.8）	32.9（32.4–33.3）	21.8（21.1–22.5）
新規飲食店					
店舗数					
合計	71,734	41,694	11,733	14,670	3,637
2020 年開業	9,706	5,818	1,707	1,720	461
2021 年開業	11,270	6,902	2,195	1,615	558
2022 年開業	12,946	7,591	2,275	2,370	710
2023 年開業	14,070	7,937	2,236	3,048	849
2024 年開業	14,528	8,238	2,023	3,556	711
2025 年開業	9,214	5,208	1,297	2,361	348
禁煙店割合，%					
合計	78.2（77.9–78.5）	87.7（87.4–88.0）	93.2（92.8–93.7）	47.1（46.3–47.9）	45.4（43.8–47.0）
2020 年開業	82.6（81.9–83.4）	90.3（89.5–91.0）	94.1（93.0–95.2）	55.3（53.0–57.7）	45.6（41.0–50.1）
2021 年開業	81.8（81.1–82.5）	89.3（88.6–90.1）	93.2（92.1–94.2）	48.2（45.8–50.7）	41.8（37.7–45.8）
2022 年開業	79.1（78.4–79.8）	87.5（86.7–88.2）	93.2（92.2–94.2）	48.7（46.7–50.7）	45.4（41.7–49.0）
2023 年開業	75.6（74.9–76.3）	85.6（84.9–86.4）	92.6（91.5–93.7）	45.5（43.7–47.3）	44.6（41.3–48.0）
2024 年開業	75.5（74.8–76.2）	86.8（86.1–87.5）	92.6（91.5–93.8）	45.6（43.9–47.2）	45.9（42.2–49.5）
2025 年開業	76.0（75.1–76.8）	87.8（86.9–88.7）	94.2（92.9–95.5）	43.3（41.3–45.3）	52.0（46.8–57.3）

表 1　令和 7 年 12 月時点における既存および新規飲食店別の禁煙店割合

	禁煙店割合，%		経時推移 1		経時推移 2		経時推移 3	
	令和 2 年 4 月（0 月時点）	令和 7 年 12 月（68 月時点）	期間（月）	傾き，%ポイント/月	期間（月）	傾き，%ポイント/月	期間（月）	傾き，%ポイント/月
全店舗								
粗割合	46.0（45.7–46.2）	66.1（65.9–66.2）	0～32	0.51（0.49–0.53）	32～68	0.10（0.09–0.11）		
業態標準化割合	45.5（45.0–46.0）	66.6（66.5–66.8）	0～37	0.46（0.44–0.49）	37～68	0.11（0.08–0.14）		
食堂･レストラン	51.6（51.2–52.0）	76.2（76.0–76.3）	0～20	0.57（0.53–0.62）	20～37	0.49（0.42–0.56）	37～68	0.15（0.14–0.16）
居酒屋･ダイニングバー	24.5（23.9–25.1）	36.3（35.9–36.7）	0～25	0.32（0.27–0.38）	25～68	0.08（0.06–0.10）		
喫茶店・カフェ	56.6（56.4–56.9）	74.9（74.5–75.2）	0～32	0.43（0.41–0.45）	32～61	0.11（0.09–0.13）	61～68	0.19（0.02–0.35）
バー	16.8（16.6–17.0）	27.8（27.2–28.5）	0～32	0.26（0.24–0.27）	32～49	0.06（0.00–0.12）	49～68	0.11（0.08–0.13）

表 2　令和 2 年 4 月から令和 7 年 12 月における禁煙飲食店割合の経年的推移：Joinpoint 回帰分析

業態・屋内調査結果	標示なし	喫煙可能室		喫煙専用室		加熱式たばこ喫煙専用室		喫煙目的室		禁煙		重複標示	
		屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外
計 (N=258)	137 (53.1)	2 (0.8)	55 (21.3)	0 (0)	2 (0.8)	0 (0)	2 (0.8)	0 (0)	4 (1.6)	8 (3.1)	47 (18.2)	0 (0)	1 (0.4)
喫煙証拠なし (N=56)	37 (66.1)	0 (0)	1 (1.8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (10.7)	11 (19.6)	0 (0)	1 (1.8)
喫煙証拠あり (N=77)	34 (44.2)	2 (2.6)	35 (45.5)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	4 (5.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
禁煙標示調査終了 (N=38)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5.3)	36 (94.7)	0 (0)	0 (0)
未調査 (N=87)	66 (75.9)	0 (0)	19 (21.8)	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
食堂・レストラン													
喫煙証拠なし (N=30)	21 (70.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (16.7)	4 (13.3)	0 (0)	0 (0)
喫煙証拠あり (N=13)	10 (76.9)	1 (7.7)	2 (15.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
禁煙標示調査終了 (N=26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (7.7)	24 (92.3)	0 (0)	0 (0)
未調査 (N=51)	41 (80.4)	0 (0)	10 (19.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
居酒屋・ダイニングバー													
喫煙証拠なし (N=12)	7 (58.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0)	1 (8.3)
喫煙証拠あり (N=50)	19 (38.0)	1 (2)	24 (48.0)	0 (0)	1 (2.0)	0 (0)	1 (2.0)	0 (0)	4 (8.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
禁煙標示調査終了 (N=6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (100)	0 (0)	0 (0)
未調査 (N=28)	20 (71.4)	0 (0)	6 (21.4)	0 (0)	1 (3.6)	0 (0)	1 (3.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
喫茶店・カフェ													
喫煙証拠なし (N=11)	7 (63.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (36.4)	0 (0)	0 (0)
喫煙証拠あり (N=4)	0 (0)	0 (0)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
禁煙標示調査終了 (N=5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)	0 (0)	0 (0)
未調査 (N=2)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
バー													
喫煙証拠なし (N=3)	2 (66.7)	0 (0)	1 (33.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
喫煙証拠あり (N=10)	5 (50.0)	0 (0)	5 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
禁煙標示調査終了 (N=1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)
未調査 (N=6)	3 (50)	0 (0)	3 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表３　飲食店実地調査における標示状況（屋外調査）と屋内喫煙証拠の有無（屋内調査）